

活動をPRして支援を募ってみませんか？

持続可能な地域づくり団体 支援寄附金

素晴らしい活動
だと思います。
応援します。



ありがとうございます。
団体の活動に役立ってます。

- ・ふるさと納税の仕組みを活用して、団体への寄附を集めることができます。
 - ・寄附者が寄附申込みをする際に、支援したい団体を指定して寄附をすると、県から指定された団体へ寄附額の80%を交付します。
- ※寄附を受けるためには事前に登録が必要です。

要件など詳しくは裏面
ご参照ください！

持続可能な地域づくり団体支援寄附金の仕組み



県内の地域づくり団体

③事業・活動報告

継続的に資金調達を行い
持続可能な地域づくりにつながる

②寄附額の
80%を交付

①支援したい団体を
指定して寄附



寄附をいただく方
(全国の個人)



鳥取県

窓口・問合せ先

詳細は右のQRコード
からホームページを
ご確認ください。



鳥取県県民参画協働課ボランティア社会推進室(鳥取市東町1-220)
電話：0857-26-7070 E-mail：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

〇制度の概要

- ・寄附者が鳥取県へのふるさと納税の寄附申込をする際に、支援したい団体を指定して寄附すると、県から指定された団体へ寄附額の80%を交付します。
- ・支援の対象となるのは、要件を満たし事前に「寄附対象団体」として登録された団体に限ります。
- ・登録を希望する団体は、県へ団体登録申請書等を提出し、審査を受ける必要があります。
- ・寄附募集の方法は、次の2つのタイプから1つを選択していただきます。

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ
想定する団体※1	・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体	・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体
対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	
対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動その他社会貢献活動を行う非営利団体	
寄附募集期間	50団体を想定	
一団体あたりの目標金額	50団体を想定	10団体を想定
お礼の品の設定	なし (お礼状、実績報告書等をお礼の品とする)	設定金額1,000千円以上 All-in方式で実施※2 鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用可能※3

※1 あくまでも県が想定する団体であり、これに該当しなければ選択できないわけではありません

※2 目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった支援金を受け取れる方式です。
ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。

※3 必ずお礼の品を活用しなければならぬわけではありません。

〇寄附対象団体の要件

- ・寄附対象団体として登録を受けるには、以下の要件を満たしていることが必要です。

タイプ1の要件

<指定する地域づくり団体の要件>

〇団体としての要件

- ・県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること
- ・法人格の有無にかかわらず、定款、団体の規約等を備えていること
- ・直近3年以上の事業活動、決算・財務の情報を広く開示していること
(団体の創設から3年を経過していない場合には創設の日以降)
- ・法人格のない団体の場合は、10名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること
- ・団体設立時に公的機関による出資等を受けていないこと
- ・NPO法20分野その他社会貢献を行う非営利活動団体であること
- ・NPO法人の場合は、NPO法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること
- ・役員等が暴力団等構成員及び関係者等でないこと

タイプ2の要件

- ・タイプ1の要件を満たしていること
- ・目標金額100万円を達成できる見込みのある団体であること

〇活動についての要件

- ・公益性の高い活動を行っていること
- ・県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること
(法人格を有する団体の場合はこの限りではない)
- ・県内に在住し、活動する者が1名以上いること
- ・法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと
- ・活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと

〇寄附金の使途

- ・寄附金は以下のいずれにも該当する使途（使い道）に使っていただけます。
- ・寄附対象団体の活動等に賛同した寄附者からの寄附金を活用して行う本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用にあたっては寄附者に説明責任を果たすことができるよう努めてください。

- ・公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること
- ・県民の便益につながる事業に必要な経費であること
- ・NPO法20分野に関する活動その他社会貢献を行う活動に必要な経費であること
- ・構成員のみを対象とする事業への経費でないこと
- ・宗教的、政治的活動のための経費でないこと
- ・制度利用に係る登録を受けた日以降に要した経費であること

〇寄附対象団体の応募方法等

応募を受け付けたら、募集期間終了を待たず随時登録手続を行います。

募集期間：令和4年4月18日（月）～ 5月27日（金）

応募書類等詳細は、右のQRコードからホームページでご確認ください。



※第一次応募受付期間終了後も随時応募を受け付けますが、県による広報等にお時間を要したり、寄附募集の開始が遅れる場合があります。